

No 81

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	高輪地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所 属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所 管 課 長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施 策 名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築等の専門家）の派遣や活動に関する費用等を支援します。
事業の対象	まちづくり相談：区民等 まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織等 まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	まちづくり協議会：登録団体 3団体 (区民の発意でまちづくりに関することを自主的に考える団体として区に登録している団体と将来登録する予定の団体としてまちづくり相談をしている団体があります。) まちづくりコンサルタント派遣：5件 (まちづくりについて専門家を派遣し、専門家から助言、指導を行います。) まちづくり活動助成：0件 (まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用を負担します。)
根拠法令等	港区まちづくり条例、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱、港区まちづくり活動助成要綱

事業の成果												
指 標	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金申請件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	4	4	100.0%	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度	6	3	50.0%
平成29年度	4	3	75.0%	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度	6	8	133.3%	
平成30年度	6	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度	8	—	—	
指標から見た事業の成果	地域住民発意のまちづくりに寄与しています。市街地再開発事業を目指した活動を行う組織が、成熟し準備組合を結成したため、まちづくり協議会の組織登録を取り消した団体が1団体あります。区に対し、まちづくり協議会の組織登録を行っていない任意のまちづくり協議会が3団体あり、今後、組織登録を目指していく予定です。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	535	535	0	0	0	0	0	0	535	95	18%
平成29年度	287	287	0	0	0	0	0	0	287	225	78%
平成30年度	328	328	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	都市計画道路環状4号線沿道の区民によるまちづくりの動きが活発になったため、コンサルタント派遣回数が増えた影響から、平成28年度に比べ平成29年度は執行率が上がっています。任意のまちづくり協議会には、区の制度を活用せず、一般財団法人首都圏不燃建築公社の助成制度を利用している団体があります。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	まちづくりコンサルタントの専門性と住民のまちづくりの方向性をマッチングできるよう、住民がどのようなまちづくりをしたいのか、住民からまちづくりの方向性をヒアリングした上で、住民に対して分野別の専門性を説明し、分野に適した専門家の派遣となるようより一層努めています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	東京都が都市計画道路環状4号線の整備に向けて、本格的に取り組み始めたことにより、沿道の区民によるまちづくりの動きが今後ますます活発になっていくことが予想されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	まちづくり条例 特別区10区制定 まちづくり推進要綱 特別区1区制定 専門家の派遣及び助成制度 特別区11区有
コスト削減の余地 工夫・余地	区民の自主的なまちづくり活動を支援する目的で取り組んでいる事業です。コンサルタント派遣のための報償費については、港区の基準を採用しているため、コスト削減の余地はありません。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	まちづくりコンサルタントの派遣については、依頼内容を踏まえ、区からまちづくりコンサルタントを派遣しております。(報償費対応)
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	1地区1団体のみでのまちづくりルール認定しか認めていないため、まちづくり活動の検討課題がハード(開発や建物の建築等)かソフト(日常生活に関する防災・清掃・緑化等)どちらに関するかどうかで将来像が異なることがあります。
次年度へ向けた事務の改善点	次年度に向けて、まちづくりコンサルタントの専門性と住民のまちづくりの方向性とをマッチングできるような仕組みを支援部と連携して制度に盛り込んでいく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	住民が積極的にまちづくりにかかわっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。
② 事業の効果性	4	区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として認知されてきました。コンサルタント派遣件数は増加し、組織登録に向けた活動が活発に行われ、都や区を招きまちづくり検討内容の報告会を開催する組織も出てきました。
③ 事業の効率性	4	まちづくり相談は随時受け付けています。コンサルタント派遣や活動助成金についても随時受付区民の活動に支障がないように行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	地域住民が積極的にまちづくりにかかわっていくためには、その活動を支援する必要があるため、本事業を継続していきます。高輪地区においては、環状4号線の整備や品川新駅周辺のまちづくりなどの開発に伴い、地域住民のまちづくりに対する意識が高まっていることからより一層、本事業の必要性が求められています。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高輪地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要

事業の目的	自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されており、その利用は今後も増加することが見込まれます。一方、自転車が放置された場合、歩行者の安全な通行の障害、公園等遊び場の危険性の増大、災害時の避難・救助活動の妨げ等、安全が確保できません。 安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去を行い、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。
事業の対象	放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CCまで） 自転車等利用者
事業の概要	放置された自転車等の解消を図るため下記の取り組みを行っています。 ・巡回指導員による路上駐輪者への指導・啓発 ・放置自転車等の整理、警告、撤去 ・自転車等駅前乗入れ台数調査 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動 ・自転車駐輪場及び放置禁止区域に関する周知看板等の設置 ・自転車等駐輪場の整備・管理 ・その他放置自転車対策に付随する業務
根拠法令等	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）

事業の成果

指標	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数(警告札)			指標3	撤去台数(自転車、原付)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	100	73		73.0%	平成28年度	15,000		8,961	59.7%	平成28年度
平成29年度	100	123	123.0%	平成29年度	15,000	7,595	50.6%	平成29年度	1,000	687	68.7%	
平成30年度	100	—	—	平成30年度	15,000	—	—	平成30年度	1,000	—	—	

指標から見た事業の成果 ※達成率は、放置車両に対する取り組みであるため数値が低いほど事業成果が上がったことを示します。
・駅前放置台数を除き、貼付枚数及び撤去台数においては、前年度を下回る改善が見られます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	458	0	0	0	0	458	21,948	0	22,406	20,513	92%
平成29年度	5,380	0	0	0	0	5,380	0	0	5,380	2,819	52%
平成30年度	39,918	0	0	0	0	39,918	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 大幅に業務が支所に移管されたこと、また、工事の実施予定により、平成30年度は事業費が上がっています。工事の終了に伴い、来年度は費用が抑えられます。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	新たに放置禁止区域に指定される箇所の周知の徹底と放置自転車を減らすため、マナー向上の啓発のプレートの作成・貼付を実施するなどの取り組みを行いました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区民の安全で快適な歩行空間を確保、災害時の避難路の確保に関する意識はさらに高まることが予想されるため、放置自転車対策の推進はこのまま需要があるものと予想されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他自治体(区)においても同様の行政サービスを行っています。
コスト削減の工夫・余地	自転車等駐輪場・暫定自転車置き場の充実、規制の強化、放置防止対策、マナー向上の啓発等により、自転車利用者のルールの厳守が徹底されれば、最終的な撤去件数等が減り、委託費用の削減につながります。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	地区内巡回等業務・放置自転車等の整理、警告、撤去業務・自転車等駅前乗入れ台数調査業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	①品川駅高輪口第二暫定自転車等駐輪場の平日の一時利用が増加し、時間帯によっては利用できないため、駐輪場を拡張することにより、放置自転車を減らす取組みを行う必要があります。 ②泉岳寺駅周辺における市街地再開発事業やJRの新駅設置などに伴う開発が予定されており、当該地域の人口増加が見込まれることから、適切な規模の自転車駐輪場の設置を要望していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	白金台駅自転車駐輪場が平成30年度4月から新設されたことにより、周辺一帯が放置禁止区域に指定されたことを看板や横断幕等により周知してきましたが、近隣の児童遊園等に放置されるケースがあります。今年度の状況を踏まえ、公園管理者等と連携しながら、自転車利用者に対する周知方法の充実を図っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	他の自治体（区）でも同様の事業を実施しています。 民間では同様の事業はほとんど実施していないことから、区の事業として継続していく必要があります。
② 事業の効果性	4	駐輪場の開設や放置禁止区域の設定、マナー啓発、指導強化等により、放置自転車の台数は減少し続けており効果をあげています。
③ 事業の効率性	4	業務委託による事業の推進により、放置禁止区域での放置禁止の周知・指導の徹底や即日撤去等を実施していることから放置自転車の撤去件数が減少しており、投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	状況に応じた見直しは必要ですが、開発等による人口の増加や自転車利用者の増加が見込まれることから、区民の安全で快適な歩行空間の確保、災害時の避難路の確保の徹底を図るため、次年度も今年度と同等の規模で実施していくことが必要です。

No	83	平成30年度 港区事務事業評価シート			
評価対象					
事務事業名	高輪地区子どもの遊び場づくり	開始年度	平成	22	年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—		
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長				
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる				
政策名	(3) 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する				
施策名	② 都心機能を支え人にやさしい公園の整備				

事業概要	
事業の目的	「次世代育成支援対策行動計画」「港にぎわい公園づくり基本方針」や「子どもの遊び場づくり20の提言」に基づき、子どもが自由にのびのびと思切り遊ぶことができる場と機会をプレーパークの推進により提供し、様々な経験と交流を通して、子どもの心身の発達や豊かな育成を支えることを目標としています。
事業の対象	児童及び保護者
事業の概要	プレーパーク事業は、各地区総合支所や子ども関連部署と連携し、平成23年度から、高輪森の公園・プラタナス公園・港南緑水公園・有栖川宮記念公園にて実施してきました。プレーパークを実施していくためには、地域住民参画によるボランティアと区の支援によるお互いのパートナーシップが不可欠です。事業実施にあたっては、区がけん引役となって事業を始め、住民や周辺学校PTA等の地域の大人たちの理解と参画を得ながら協働で運営しています。平成30年度からは、区と地域住民組織で締結した協定書に基づき、更なる地域住民組織の主体的な運営と住民組織及び人材育成の支援をしています。
根拠法令等	—

事業の成果												
指標	指標1	開催回数			指標2	参加者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	19	19	100.0%	平成28年度	3,500	2,492	71.2%	平成28年度			
	平成29年度	20	20	100.0%	平成29年度	3,500	2,969	84.8%	平成29年度			
	平成30年度	21	—	—	平成30年度	3,500	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	事業への参加者が定着し、保護者同士や子ども同士の協力関係が見られるようになりました。参加者数においては、ただ参加者を増やすのではなく、開催場所やプレーリーダーの配置状況等を踏まえ、安全管理の行える適正な人数で運営していくことも必要とされます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,709	2,709	0	0	0	0	0	0	2,709	2,371	88%
平成29年度	3,280	0	0	0	0	3,280	0	0	3,280	3,024	92%
平成30年度	3,280	0	0	1,640	0	1,640	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	同じ事業費の中で開催回数を増やしていくことにより、1回当りの事業費を削減し、効率的な運営につなげていきます。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	支援制度が確立されたことで、これまで以上に地域住民組織の主体的な運営に向けた体制が整えられています。また、将来的なプレーリーダー育成のため、実地研修の一環として「火おこし」や「工具の使い方」などの育成講座を実施しています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	プレーパークの認知度が上がり、リピーターだけでなく初めて参加する人も増加しています。ホームページのアクセス数も増えていることから、今後もプレーパークに対するニーズは高まっていくと予想されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	同様の事業につきましては、23区中18区で実施されており、全国的な広がりが見られます。
コスト削減の工夫・余地	認知度やニーズが高まっており、参加者も増加していることから、今後、開催回数も増える可能性が高いため、これ以上のコスト削減は難しい状況です。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	人材育成支援業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	地域住民組織が主体的に事業運営を進めていく体制は整いましたが、今後は、更なる自立した組織に向け、実地での研修を重視し、プレーリーダーの育成に取り組んでいく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	次年度に向けて、地域住民組織がさらに成熟し、自主的な運営ができるように、人材育成を行っていく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	今後もプレーパークに対するニーズの高まりが見込まれています。そのため、地域住民組織の更なる主体的な運営に向け、事業を継続していく必要があります。
② 事業の効果性	5	事業の認知度が上がり、参加者数は増加しています。参加者が定着してきていることで保護者・子ども同士の協力関係も見られるようになってきました。
③ 事業の効率性	4	地域住民組織の主体的な運営や参加者の積極的な協力により、効率的に事業運営されています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	地域住民組織が運営主体となって、自立して計画・運営等を担っていくことが目標となっておりますが、地域住民組織の組織力の強化やプレーリーダーの養成など、課題も残されていることから、今後も区が継続的な支援を行う必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	高輪地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課土木担当	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会に対して補助金を交付し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が、設置・撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名を除く)の掲示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会(以下「町会」という)に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会が設置・撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名は除く)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令等	港区防犯灯設置の補助に関する要綱(昭和47年3月7日 46港建管発第22号)

事業の成果												
指標	指標1	補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	3	1	33.3%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	5	2	40.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	3	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	補助金交付件数は年度により違いがありますが、例年申請があり、防犯灯の整備が進んでいます。(平成26年度:4件、平成27年度:5件)											

事業費の状況(単位:千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	795	795	0	0	0	0	0	0	795	90	11%
平成29年度	2,040	2,040	0	0	0	0	0	0	2,040	265	13%
平成30年度	950	950	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成28年度に、町会より要望があり予算を増額しましたが、平成29年度に申請はありませんでした。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	町会又は自治会からの申請を受けた箇所を中心に現状の把握に努め、既設防犯灯の更新時期を町会又は自治会と共有し、安全・安心のため本事業に取り組んでまいります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	安全・安心への区民意識が高まる中、今後も、防犯灯の新設及び建替え需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
コスト削減の工夫・余地	港区防犯灯設置の補助に関する要綱に基づき補助金の交付を行っているため、コスト削減の余地はありません。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	防犯灯の設置、撤去は防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、委託等アウトソーシングで行うには不向きな内容です。
事業の課題	本事業は、防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、年度により申請件数に変動があります。
次年度へ向けた事務の改善点	本事業は申請主義となっているため、申請を受けた箇所を中心に現状の状況把握を行う必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区民が安全・安心・快適に通行できることに対する補助であるため、事業目的に適合しており、必要な事業です。
② 事業の効果性	4	区民の安心・安全な暮らしを達成する効果は高いと考えられます。蛍光灯からLEDに変更することで省エネ効果があります。
③ 事業の効率性	4	補助を行うことにより、私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性が向上しているため、投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>本事業は、町会又は自治会からの防犯灯の建替え・新設等の要望に対し、区民の安全・安心を確保することに加え、設置する防犯灯はLED照明器具を対象としており、省エネ効果も期待できることから、今後も継続していく必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 85

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	高輪地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要

事業の目的	港区みどりを守る条例の基準により、一定の太さや面積以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全します。 また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令等	港区みどりを守る条例 港区みどりを守る条例施行規則

事業の成果

指標	指標1	指定保護樹木・樹林件数			指標2	補助金申請件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	65	64	98.5%	平成28年度	65	64	98.5%	平成28年度			
平成29年度	65	64	98.5%	平成29年度	65	63	96.9%	平成29年度				
平成30年度	65	—	—	平成30年度	65	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果
地域にゆかりのある緑の保全及び創出が積極的に進められています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,094	2,094	0	0	0	0	0	0	2,094	1,943	93%
平成29年度	2,060	2,060	0	0	0	0	0	0	2,060	1,905	92%
平成30年度	2,031	2,031	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
事業費の内訳としては補助金の割合が大きいです。金額の推移が少ないことから読み取れるように、地区内の保護樹木の減少を防いでおり、指定された樹木の保護に寄与しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	本事業は良好な緑の保全を目的とした事業ですが、保護樹木・樹林は所有者の申出により指定の解除が可能であるため、所有者の理解が必要不可欠です。補助金支給額等の相談なども寄せられますが、本来の目的について理解を深められるよう丁寧な説明を心がけており、今後も引き続き実施していきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区の保護樹木・樹林助成事業は、良好な自然と生活環境の増進に資することからニーズは根強くあります。また、樹木・樹林の所有者からは補助金の増額要望が寄せられています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
コスト削減の工夫・余地	現在の補助金額が、維持管理にかかる費用や手間などの実態に見合っておらず安い、と所有者から指摘を受けており、これ以上のコスト削減は難しい状況にあります。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	新規指定した保護樹木に対しての台帳作成や、所有者から樹木の診断の要望が寄せられた際は、その都度専門の樹木診断医に診断を委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	良好な緑の保全を目的とした事業ですが、保護樹木・樹林の剪定、落ち葉の清掃、病虫害への対応など、維持管理にかかる所有者の負担に対する認識不足が課題となっています。今後も事業を継続していくため、所有者には本来の目的に対する理解を再認識していただくよう丁寧な説明が必要です。
次年度へ向け 事務の改善点	支給する補助金の額より所有者が負担する費用が多く、補助金額の見直し等の要望がありますが、良好な緑の環境を保全することの重要性や現状の補助金制度について、所有者の方々に理解を深めていただくためよりいっそう丁寧な説明を続けていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	当初掲げた事業目的について、現在も一致しています。 区民の要望と事業の目的は一致しています。
② 事業の効果性	4	区が補助金を出すことで継続的な維持管理が可能になるとともに、制度を理解していただくことで効果的な緑化事業が進められています。
③ 事業の効率性	4	事業は先見性を持って計画的に実施されています。 区の基準に該当するものであれば指定が可能で、特定の対象者に偏っていません。 指定件数の減少が生じていないことから、投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針) ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	保護樹木・樹林は所有者の申出により指定の解除が可能であるため、開発事業や改築などの際に指定解除、樹木の伐採が発生しており、区におけるみどりの保全及び創出を進めるためには、次年度も実施していくべきものです。また、将来に渡り実施していくためには支給する補助金の額の見直しも必要です。

評価対象

事務事業名	高輪地区緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要

事業の目的	植木市の実施（麻布地区・芝地区のみ）、園芸講座の実施により、区民への普及啓発、緑化の促進を図ります。
事業の対象	区民
事業の概要	《園芸講座》緑に関する知識習得の機会として5総合支所で開催しています。当日は、園芸や緑化に関する相談も行えるような講座として、園芸の専門家を講師に招いています。なお、参加費用として受益者負担（1,000円）を徴収しています。
根拠法令等	港区みどりを守る条例・港区みどりを守る条例施行規則

事業の成果

指標	指標1	園芸講座参加者数			指標2	誕生・敬老鉢植え配布数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	30	15	50.0%	平成28年度	300	393	131.0%	平成28年度			
	平成29年度	30	28	93.3%	平成29年度	300	370	123.3%	平成29年度			
	平成30年度	60	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	誕生・敬老鉢植えの配布については、これまで毎年度予定数を上回る申込数で、事業への関心の高さが伺えました。環境保全・地球温暖化の視点から緑化普及啓発の重要性は従来より高まっており、配布事業や園芸講座を通じて緑化への関心につながっています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,120	1,073	0	0	0	47	94	0	1,214	1,209	100%
平成29年度	1,232	1,202	0	0	0	30	0	0	1,232	1,054	86%
平成30年度	250	190	0	0	0	60	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成29年度まで実施していた事業内容を見直したことで、大幅に事業費が削減されました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	敬老・誕生鉢植えの配布事業を廃止し、緑に関する知識習得の機会を増やすために園芸講座の開催回数を2回に増やしました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	行政が実施していることによる安心感の他、開催回ごとに内容を変更するなど参加者への選択肢を増やし実施することで、緑化普及啓発に興味があり入門として参加したい区民に受け入れられています。講座終了後に次年度の開催を望む声が多くありニーズは根強くあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	・緑化普及啓発事業 22区実施
コスト削減の工夫・余地	事業内容については委託も可能ではありますが、園芸講座を報償費と材料費に分け実施することでコストを抑えるなど、平成21年度から各事業とも事業内容の見直しを実施してきました。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	現在は委託に頼らず職員が報償費、材料費を活用し講座を開催しています。現状の予算ではこれ以上は難しいと考えられます。
事業の課題	園芸講座の実施内容について参加者からは好評であり、普及啓発に一定の成果はありますが、職員が行っているため実施内容については限界があります。
次年度へ向けた事務の改善点	緑化に関心を持つようなきっかけづくりにしていくため、講座内容の充実やターゲットの絞り込みなど内容等を見直していく他、開催頻度を増やしリピーターを募る、一定期間後に受講生の意向調査を行うなど、講座受講後も緑に関心や興味を持つような工夫を施します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	今後も、区民ニーズや要望は見込まれるため、事業の継続は必要です。
② 事業の効果性	4	実施内容の検討など5総合支所の連携・協力によりおおむね目標を達成しています。講座の回数を2回に増やし内容を子どもから大人まで参加出来るものにしたことで幅広い世代の緑化に対する意識の向上につながっています。
③ 事業の効率性	4	みどりに興味を持ち参加される区民に対して、講師から直接指導を受けたり、疑問点を質問し理解を得る機会を創出する事業は、区民の緑化普及に対する啓発事業として成果をあげています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	区民に対して、緑に関心を持つきっかけづくりとして、園芸講座の開催回数を増やすなど事業に工夫等を施しながら、誰もが楽しくより緑化効果が得られるように改善していきます。